

裁判外紛争解決手続(ADR)の認証制度について

※裁判外紛争解決手続=Alternative Dispute Resolution(略称ADR)

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号)

平成19年4月1日施行

総則

- ◆裁判外紛争解決手続の基本理念、国等の責務

認証制度

- ◆民間紛争解決手続(民間団体による調停・あっせん等の和解の仲介)の業務を対象として、法務大臣が認証
- ◆認証を受けた手続には、**執行力の付与や時効の完成猶予等の特例を付与**

R5
法改正

⇒ 利便性の向上

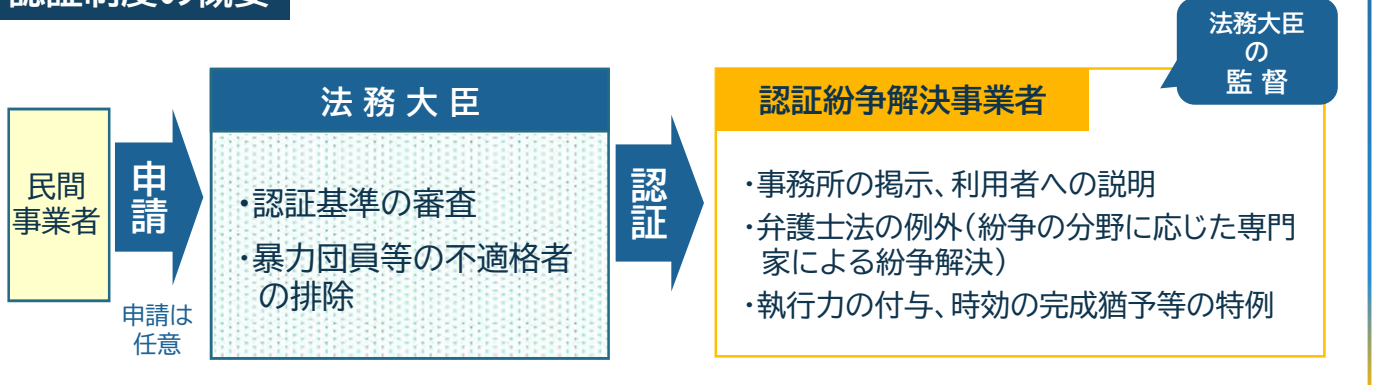
従前の状況

- 裁判外紛争解決手続の認知理解の不足
- 情報不足(利用を躊躇)
- 制度上の制約(利便性の不足)

司法制度改革審議会意見(H13.6.12)

- ADRが、国民にとって裁判と並ぶ選択肢となるよう、その拡充、活性化を図るべき
- 共通的な制度基盤を整備すべき

認証制度の概要



認証した業務の詳細な情報を公表

認証を受けた紛争解決のサービスを提供



国民
(紛争の当事者)

- より身近に紛争解決サービスを提供する民間事業者が増加
- 自己の紛争の解決を図るのに適した紛争解決サービスの選択の目安を容易に取得
- 暴力団員等の関与の排除により、安心して紛争解決を依頼
- 執行力の付与、時効の完成猶予等の特例により利便性が向上

民間事業者の裁判外紛争解決手続が拡充・活性化

国民の紛争解決のニーズに的確に対応し、裁判以外での紛争解決を促進